

監査公表第 770 号

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、次のとおり令和元年度財政援助団体等監査（事務）の結果を公表します。

令和 2 年 4 月 30 日

京都市監査委員

令和元年度
財政援助団体等監査（事務）の結果

京都市監査委員	田中明秀
同	中野洋一
同	鶴谷隆
同	河原林温朗

第1 監査の実施

京都市監査基準に基づき、次のとおり監査を実施した。

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（事務）（地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項）
- 2 監査の対象とした団体

団 体 名	区 分
1 公立大学法人京都市立芸術大学	(出資) (財援)
2 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団	(出資) (財援) (指定)
3 KYOTO STEAM—世界文化交流祭—実行委員会	(財援)
4 公益財団法人京都高度技術研究所	(出資) (財援)
5 公益財団法人京都市森林文化協会	(出資) (財援) (指定)
6 社会福祉法人世光福祉会	(財援)
7 社会福祉法人勸修福祉会	(指定) (随時)
8 社会福祉法人藤森福祉会	(財援)
9 京都御池地下街株式会社	(出資) (指定) (随時)
10 京都タクシー業務センター	(指定) (随時)
11 一般財団法人京都市防災協会	(出資) (指定)
12 一般社団法人京都手をつなぐ育成会	(指定) (随時)

注 区分欄の表記は、(出資)は出資団体監査を、(財援)は財政援助団体監査を、(指定)は公の施設の指定管理者監査を、(随時)は随時監査をそれぞれ実施したことを示す。

- 3 監査の対象年度 平成30年度（必要に応じて他の期間も対象とした。）

4 監査の着眼点

(1) 団体に関する監査

ア 出資団体監査

- (ア) 設立目的に沿って事業が運営されているか。
- (イ) 団体に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

イ 財政援助団体監査

補助金等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

ウ 公の施設の指定管理者監査

公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(2) 所管課に対する監査

監査対象団体に係る財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

- 5 監査の主な実施内容 関係帳簿、証書類等の審査並びに文書及び口頭による質問調査を行い、必要なものについて実地調査を実施した。
- 6 監査の実施期間 令和元年9月4日から令和2年4月22日まで
- 7 監査の実施場所 監査事務局及び監査対象団体執務室等
- 8 監査を実施した監査委員

監査委員 田 中 明 秀

同 中 野 洋 一

同 鶴 谷 隆

同 光 田 周 史 (令和元年10月31日まで)

同 河原林 温 朗 (令和元年11月1日から)

表記に関する注意事項

- 1 文中に用いる金額は、10,000円未満を切り捨てて表示した。
- 2 文中に用いる比率は、小数点以下第2位を四捨五入した。
- 3 表中に用いる金額は、1,000円未満を切り捨てて表示した。そのため、総数と内訳の合計額等が一致しない場合がある。
- 4 表中に用いる「0」は該当数値はあるが単位未満のもの、また、「-」は該当数値がないものを示す。
- 5 収支及び財産の状況は、当年度及び前年度の財務諸表に基づいて作成している。

第2 監査の結果

1 公立大学法人京都市立芸術大学

(1) 団体の概要（平成31年3月31日現在）

代 表 者	理事長 鷺田清一	設立年月日	平成24年4月1日
事務所所在地	京都市西京区大枝沓掛町13番地の6		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	国際的な芸術文化の都である京都において、京都市立芸術大学を設置し、及び管理し、長い歴史の中で行われてきた京都ならではの人的な交流を生かして自由で独創的な研究を行うとともに、当該研究に基づく質の高い芸術教育を行うことにより、次世代の芸術文化を先導する創造的な人材を生み出し、京都における芸術文化に関する創造的な活動の活性化を図り、及び当該活動の成果を広く世界に発信し、もって国内外の芸術文化の発展に寄与することを目的とする。		

ア 出資の状況

公立大学法人京都市立芸術大学（以下「市立芸術大学」という。）の資本金は33億6,000万円であり、全額を本市が出資している。

本市の所管は、行財政局総務部総務課である。

イ 事業の内容

- (ア) 京都市立芸術大学（以下「京都芸大」という。）の設置及び管理
- (イ) 学生に対する、修学、進路選択及び心身の健康に関する相談その他の援助
- (ウ) 市立芸術大学以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施
その他の市立芸術大学以外の者との連携による教育研究活動
- (エ) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会の提供
- (オ) 京都芸大における研究の成果の普及及びその活用の促進
- (カ) 前各号の業務に附帯する業務

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
資産の部			
I 固定資産			
有形固定資産			
土地	3,360,000	3,360,000	—
建物	1,533	1,533	—
減価償却累計額	△ 345	△ 191	△ 153
構築物	1,722	1,722	—
減価償却累計額	△ 307	△ 192	△ 115
工具器具備品	108,897	88,611	20,286
減価償却累計額	△ 64,954	△ 50,304	△ 14,649
図書	594,470	584,116	10,354
美術品・收藏品	1,326,143	1,322,708	3,435
車両運搬具	975	975	—
減価償却累計額	△ 339	△ 176	△ 162
建設仮勘定	—	5,389	△ 5,389
有形固定資産合計	5,327,795	5,314,190	13,604
無形固定資産			
ソフトウェア	336	619	△ 283
電話加入権	30	30	—
無形固定資産合計	366	649	△ 283
投資その他の資産			
投資有価証券	273,936	273,494	441
長期性預金	—	10,000	△ 10,000
投資その他の資産合計	273,936	283,494	△ 9,558
固定資産合計	5,602,098	5,598,335	3,762
II 流動資産			
現金及び預金	568,798	500,919	67,879
未収入金	21,959	32,897	△ 10,938
立替金	61	74	△ 12
仮払金	—	71	△ 71
流動資産合計	590,819	533,963	56,856
資産合計	6,192,918	6,132,298	60,619

科 目	当年度	前年度	増 減
負債の部			
Ⅰ 固定負債			
資産見返負債			
資産見返運営費交付金等	70,790	70,000	790
資産見返補助金等	6,857	6,653	203
資産見返寄附金	31,385	27,661	3,723
資産見返物品受贈額	522,023	522,391	△ 367
長期寄附金債務	427,413	424,956	2,456
長期リース債務	4,349	—	4,349
固定負債合計	1,062,819	1,051,663	11,156
Ⅱ 流動負債			
運営費交付金債務	58,733	—	58,733
預り補助金等	1,551	1,773	△ 222
前受受託研究費等	398	—	398
前受受託事業費等	250	34	215
預り科学研究費補助金等	5,649	4,174	1,475
未払金	201,055	189,752	11,303
リース債務	1,210	—	1,210
未払消費税等	434	433	1
預り金	76,195	83,128	△ 6,932
流動負債合計	345,478	279,294	66,183
負債合計	1,408,298	1,330,958	77,340
純資産の部			
Ⅰ 資本金			
地方公共団体出資金	3,360,000	3,360,000	—
資本金合計	3,360,000	3,360,000	—
Ⅱ 資本剰余金			
資本剰余金	1,326,270	1,322,835	3,435
資本剰余金合計	1,326,270	1,322,835	3,435
Ⅲ 利益剰余金			
積立金			
前中期目標期間繰越積立金	92,957	—	92,957
教育研究の質の向上及び組織運営の改善目的積立金	—	96,382	△ 96,382
当期末処分利益	5,391	22,122	△ 16,730
(うち当期総利益)	(5,391)	(22,122)	(△16,730)
利益剰余金合計	98,349	118,505	△ 20,155
純資産合計	4,784,619	4,801,340	△ 16,720
負債純資産合計	6,192,918	6,132,298	60,619

(イ) 損益計算書

損益計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
経常費用			
業務費			
教育経費	238,452	247,093	△ 8,641
研究経費	61,332	56,178	5,153
教育研究支援経費	62,561	71,729	△ 9,168
受託研究費	1,402	—	1,402
受託事業費	15,382	21,137	△ 5,755
役員人件費	36,728	20,169	16,558
教員人件費	1,293,604	1,357,450	△ 63,845
職員人件費	380,422	373,476	6,945
一般管理費	191,638	167,746	23,891
財務費用			
支払利息	603	—	603
雑損	—	1	△ 1
経常費用合計	2,282,127	2,314,983	△ 32,855
経常収益			
運営費交付金収益	1,495,339	1,514,411	△ 19,072
授業料収益	547,509	547,685	△ 175
入学金収益	130,969	130,528	440
検定料収益	14,178	15,045	△ 867
受託研究等収益			
国又は地方公共団体以外	1,402	—	1,402
受託事業等収益			
国又は地方公共団体	13,429	13,465	△ 36
国又は地方公共団体以外	1,953	7,671	△ 5,718
寄附金収益	17,417	9,537	7,879
補助金等収益	25,876	30,354	△ 4,478
資産見返負債戻入			
資産見返運営費交付金等戻入	10,735	11,008	△ 272
資産見返寄附金戻入	1,367	2,074	△ 707
資産見返補助金戻入	1,821	1,500	321
資産見返物品受贈額戻入	366	400	△ 34
雑益			
証明書手数料収益	315	320	△ 5
公開講座等収益	2,172	2,167	5
演奏会等収益	3,254	2,987	266
物品等売払収益	314	464	△ 149
科学研究費補助金間接経費収益	9,191	7,776	1,415
大学入試センター試験事業収益	985	823	161
その他雑益	5,495	5,320	174
経常収益合計	2,284,093	2,303,543	△ 19,450
経常利益	1,965	△ 11,439	13,405
臨時収益			
運営費交付金収益	—	22,121	△ 22,121
当期純利益	1,965	10,681	△ 8,716
目的積立金取崩額	3,426	11,441	△ 8,014
当期総利益	5,391	22,122	△ 16,730

(ウ) キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 業務活動によるキャッシュ・フロー			
原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 363,054	△ 382,850	19,796
人件費支出	△ 1,714,759	△ 1,713,931	△ 828
その他の業務支出	△ 175,068	△ 162,429	△ 12,638
雑損等	—	△ 1	1
運営費交付金収入	1,566,520	1,505,361	61,159
授業料収入	547,509	547,685	△ 175
入学金収入	130,969	130,528	440
検定料収入	14,178	15,045	△ 867
受託研究等収入	1,800	—	1,800
受託事業等収入	21,647	18,762	2,884
補助金等収入	32,566	27,797	4,768
寄附金収入	16,718	12,786	3,932
その他の収入	21,731	19,860	1,871
預り金収支差額	1,649	4,416	△ 2,766
小計	102,408	23,030	79,378
設置団体納付金の支払額	△ 22,121	—	△ 22,121
業務活動によるキャッシュ・フロー	80,287	23,030	57,256
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 15,345	△ 14,948	△ 397
定期預金の預け入れによる支出	△ 90,000	△ 60,000	△ 30,000
定期預金の払い戻しによる収入	90,000	10,000	80,000
有価証券の償還による収入	—	50,000	△ 50,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 15,345	△ 14,948	△ 397
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
リース債務の返済による支出	△ 6,458	—	△ 6,458
利息の支払額	△ 603	—	△ 603
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,062	—	△ 7,062
IV 資金増加額	57,879	8,082	49,797
V 資金期首残高	410,919	402,837	8,082
VI 資金期末残高	468,798	410,919	57,879

(エ) 利益の処分に関する書類

利益の処分に関する書類

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 当期末処分利益		5,391
当期総利益	5,391	
II 利益処分額		
積立金	<u>5,364</u>	
地方独立行政法人法第40条第3項の規定により 設立団体の長の承認を受けようとする額		
教育研究の質の向上及び組織運営の 改善目的積立金	<u>27</u>	<u>5,391</u>

(オ) 行政サービス実施コスト計算書

行政サービス実施コスト計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 業務費用			
(1) 損益計算書上の費用			
業務費	2,089,885	2,147,235	△ 57,350
一般管理費	191,638	167,746	23,891
財務費用	603	—	603
雑損	—	1	△ 1
(2) (控除) 自己収入等			
授業料収益	△ 547,509	△ 547,685	175
入学金収益	△ 130,969	△ 130,528	△ 440
検定料収益	△ 14,178	△ 15,045	867
受託研究等収益	△ 16,784	△ 21,137	4,353
寄附金収益	△ 17,417	△ 9,537	△ 7,879
資産見返寄附金戻入	△ 1,367	△ 2,074	707
雑益	△ 12,536	△ 12,084	△ 452
業務費用合計	1,541,365	1,576,891	△ 35,525
II 引当外賞与増加(減少)見積額	5,528	△ 600	6,128
III 引当外退職給付増加(減少)見積額	△ 195,299	△ 71,803	△ 123,496
IV 機会費用			
地方公共団体所有財産の無償使用による機会費用	387,134	404,216	△ 17,081
地方公共団体出資の機会費用	—	1,969	△ 1,969
IV 行政サービス実施コスト	1,738,728	1,910,673	△ 171,944

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 図録の販売

展覧会の図録について、次のような事例があった。

- ・ 有償で販売すること及び価格等について組織として正式な決定を行うことなく販売していた。
- ・ 図録の受払い等の状況を記録するための書類を作成していなかった。

有償で販売することについて適切に決定を行うとともに、受払い等の状況を記録するための書類を作成のうえ適切に管理するよう、市立芸術大学に対して指導し、改められたい。

(b) 金券の管理

ボランティア謝礼用に保有しているプリペイドカード（以下「カード」という。）について、次のような事例があった。

- ・ カードの受払い等の状況を記録する書類（以下「管理簿」という。）に、受入れの都度速やかに記帳していなかった。
- ・ 受入れ又は払出しの際に管理簿の確認印欄に押印がされておらず、複数職員による確認が行われていなかった。
- ・ 管理簿上の保管高と実際の保管高が異なっていた。

カード等の金券については、適切に管理するよう、市立芸術大学に対して指導し、改められたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした交付金

(単位：千円)

交付金名	金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
公立大学法人京都市立芸術大学運営費交付金	1,566,520	市立芸術大学の業務の財源に充てるため	市立芸術大学の運営に要する経費	市立芸術大学の運営に要する経費から独自収入を差し引いた額	行財政局総務部総務課

イ 交付金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

市立芸術大学の運営を行った。

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市交付金	1,566,520	人件費	1,710,755
補助金収入	27,679	教育研究費	347,172
授業料等収入	692,656	受託研究費及び寄附	35,585
受託研究等収入及び寄附金等	34,900	金事業等	
その他収入	21,728	一般管理費	190,156
目的積立金取崩	3,426		
合 計	2,346,911	合 計	2,283,668

収支差額 63,242 千円

注 この表は市立芸術大学の決算報告書を基に作成している。

ウ 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項はありませんでした。

2 公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団

(1) 団体の概要（平成 31 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 長尾 真	設立年月日	平成 5 年 3 月 31 日
事務所所在地	京都市左京区下鴨半木町 1 番地の 26		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	<p>京都市世界文化自由都市宣言の理念に基づき、音楽、演劇、舞踏その他の芸術及び芸能を振興し、国内外に発信することにより、京都が優れた文化を創造し世界文化交流の中心であり続けることに寄与するとともに、市民が生きがいのある文化的な生活を送ることができる社会づくりに貢献することを目的とし、次の事業を行う。</p> <p>ア 芸術及び芸能の振興並びに伝統芸能の継承及び発展に資する事業 イ 京都の文化芸術の国内外への発信と交流の促進に資する事業 ウ 京都市交響楽団による芸術の振興及び発信に資する事業 エ 文化芸術を通して地域社会の活性化や健全な発展に寄与する事業 オ 文化芸術の振興拠点として、創造的な活動が不断に行われるための施設の管理運営 カ その他この法人の目的を達成するために必要な事業</p>		

ア 出資の状況

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下「音芸文財団」という。）の基本財産は 1 億 300 万円であり、5,500 万円 (53.4%) を本市が出えんしている。

本市の所管は、文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課である。

イ 事業の内容

(ア) 公益目的事業

a 京都コンサートホール

- (a) 自主・共催事業の実施
- (b) 指定管理業務の実施
- (c) お客様へのサービス向上に向けた取組の実施
- (d) 広報・宣伝、チケット販売営業及び外部資金獲得等に関する業務の実施
- (e) 各種会員制度等の運営

b 地域文化会館（東部文化会館，呉竹文化センター，西文化会館ウエスティ，北文化会館，右京ふれあい文化会館）

- (a) 自主事業の実施
- (b) 指定管理業務の実施
- (c) お客様へのサービス向上に向けた取組の実施

- (d) 利用促進向上の取組の実施
- c 京都会館（ロームシアター京都）
 - (a) 自主・共催事業の実施
 - (b) 指定管理業務の実施
 - (c) お客様へのサービス向上に向けた取組の実施
 - (d) 広報・宣伝、チケット販売営業及び外部資金獲得等に関する業務の実施
 - (e) 各種会員制度の運営
- d 京都市交響楽団
 - (a) 自主・共催事業の実施
 - (b) 受託事業の実施
- e その他の取組
 - (a) 事業運営の透明化、適正化の推進
 - (b) 環境への配慮
 - (c) 情報の収集
- f 組織運営のための取組
 - (a) 人材育成・職員研修の実施
 - (b) 新人事給与制度の更なる強化など
- (イ) 収益事業
 - a 駐車場経営
 - b オリジナルグッズの販売等
 - c プレイガイドの運営
 - d 自動販売機の管理運営

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	310,014	474,226	△ 164,212
未収金	291,003	273,264	17,739
貯蔵品	8,886	6,581	2,304
立替金	9,676	1,807	7,869
仮払金	30	24	5
前払金	48	76	△ 27
流動資産合計	619,659	755,981	△ 136,321
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
投資有価証券	—	83,000	△ 83,000
定期預金	20,000	20,000	—
普通預金	83,000	—	83,000
基本財産合計	103,000	103,000	—
(2) 特定資産			
記念事業引当資産	74,920	74,920	—
管理運営引当資産	349,000	352,000	△ 3,000
退職給付引当資産	185,339	177,079	8,260
特定費用準備資金	152,860	152,380	480
特定資産取得・改良資金	2,500	20,000	△ 17,500
特定資産合計	764,619	776,379	△ 11,759
(3) その他固定資産			
什器備品	28,433	11,623	16,809
電話加入権	314	314	—
その他固定資産合計	28,747	11,938	16,809
固定資産合計	896,367	891,317	5,050
資産合計	1,516,027	1,647,298	△ 131,270
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	264,021	385,170	△ 121,149
未払法人税等	320	320	—
前受金	232,349	248,944	△ 16,594
預り金	72,178	72,975	△ 797
賞与引当金	31,837	32,873	△ 1,036
仮受金	74	919	△ 844
流動負債合計	600,781	741,202	△ 140,421
2. 固定負債			
退職給付引当金	185,339	177,079	8,260
固定負債合計	185,339	177,079	8,260
負債合計	786,121	918,281	△ 132,160
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
京都市出えん金	55,000	55,000	—
指定正味財産合計	55,000	55,000	—
(うち基本財産への充当額)	(55,000)	(55,000)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(—)	(—)	(—)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(48,000)	(48,000)	—
(うち特定資産への充当額)	(579,280)	(599,300)	(△20,020)
正味財産合計	729,906	729,016	889
負債及び正味財産合計	1,516,027	1,647,298	△ 131,270

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,239	1,239	0
特定資産運用益	176	235	△ 59
事業収益	2,137,233	2,130,903	6,329
受取補助金等	702,292	692,040	10,252
受取寄付金	7,402	7,400	2
雑収益	10,254	16,099	△ 5,844
経常収益合計	2,858,599	2,847,919	10,680
(2) 経常費用			
事業費	2,835,566	2,782,727	52,839
管理費	21,823	23,210	△ 1,386
経常費用合計	2,857,389	2,805,937	51,452
当期経常増減額	1,209	41,981	△ 40,772
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	—	—	—
(2) 経常外費用			
経常外費用計	—	—	—
当期経常外増減額	—	—	—
他会計振替額	—	—	—
税引前当期一般正味財産増減額	1,209	41,981	△ 40,772
法人税、住民税及び事業税	320	320	—
当期一般正味財産増減額	889	41,661	△ 40,772
一般正味財産期首残高	674,016	632,354	41,661
一般正味財産期末残高	674,906	674,016	889
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	55,000	55,000	—
指定正味財産期末残高	55,000	55,000	—
III 正味財産期末残高	729,906	729,016	889

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 備品の管理

公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団経理規程施行細則（以下「経理規程施行細則」という。）によると、物品の出納管理を明らかにするため、備品台帳を備えるものとされているが、備品台帳を作成していなかったものがあつた。

備品台帳を備えたうえで適正に管理するよう、音芸文財団に対して指導し、改められたい。

(b) 消耗品の管理

経理規程施行細則によると、物品については、物品の数量、使用状況等を常に把握し、善良な管理者の注意をもって管理するものとされているが、外勤に際して使用するトラフィカ京カードについて、所在が確認できないものがあつた。

経理規程施行細則に従い適正に管理するよう、音芸文財団に対して指導し、改められたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団補助金	702,292	京都市交響楽団の運営を維持し、本市の文化施策の推進を図るため	京都市交響楽団の運営に要する経費	予算の範囲内で市長が必要かつ適当と認める額	文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

京都市交響楽団の運営を行った。

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	702,292	派遣職員人件費 事務費	702,291 1
合 計	702,292	合 計	702,292

ウ 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項はありませんでした。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

音芸文財団は、平成30年度において、京都コンサートホール、京都市北文化会館等5文化会館及び京都会館（ロームシアター京都）の指定管理者となっている。

このうち、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間、指定管理者となっている京都会館（ロームシアター京都）を監査の対象とした。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
京都会館 (ロームシアター京都)	京都市左京区岡崎最 勝寺町13番地	施設の管理運営	文化市民局文化芸 術都市推進室文化 芸術企画課

イ 管理の状況

(ア) 事業の内容

- a 音楽、演劇、舞踏等の公演その他の文化的な催物の企画及び実施並びに当該催物のための施設の提供
- b 講習、研修、会議等のための施設の提供
- c 憩いの場を提供するための事業
- d 会館の維持管理に係る業務
- e その他市長が必要と認める業務

(イ) 利用の状況

区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
入場者数 (人)		496,240	707,367	497,784
日 数 利 用 率 (%)	メインホール	92	82	81
	サウスホール	81	76	80
	ノースホール	71	74	72

注 リニューアルオープン（平成 28 年 1 月）後の過去 3 年間の実績を掲載

平成 30 年度の入場者数は、ローム・スクエアでのイベント入場者数の減少等により、前年度と比べ 209,583 人（29.6%）の減少となったが、各ホールの日数利用率に大きな変動はなかった。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく平成 30 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	406,000	人件費	232,471
利用料金収入	333,812	事業費	431,794
その他収入	161,379	委託費	252,471
		小額修繕費	2,239
合 計	901,192	合 計	918,976

収支差額 △17,784 千円

利用料金収入を過去 3 年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用料金収入	352,461	353,364	333,812

平成 30 年度の利用料金収入は、前年度と比べ 1,955 万円（5.5%）の減少となった。

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 現金の管理

金銭の出納については、公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団経理規程に従い行うこととされているが、現金出納簿において、次のような事例があった。

- ・ 収納、払込みの都度記入していなかった。
- ・ 差引保管額を誤って記入していた。
- ・ 差引保管額を記入していなかった。

現金出納簿に現金残高を正確に記入し照合することが、現金の確実な管理を行う前提であることを踏まえ、適正に事務を行うよう、音芸文財団に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 利用の受付

施設の優先使用については、京都会館条例施行規則に従い受け付けることとされているが、当該規則に定められた要件に合致しない催物等について、通常の利用の受付に先んじて受付を行わせていた。

当該規則と実際の運用の整合を図り、適正に受付事務を行うよう改められたい。

(b) 貸与物品の管理

物品の貸与及び管理に関する契約書に基づき、本市から貸与している物品について、当該契約書の貸与物品一覧に記載していない本市の物品があるなど、貸与物品一覧の内容と実際の貸与状況が一致していなかった。

物品の貸与に当たっては、貸与物品一覧と現物が一致することを確認したうえで契約を締結するよう改められたい。

3 KYOTO STEAM—世界文化交流祭—実行委員会

(1) 団体の概要（平成31年3月31日現在）

代 表 者	評議会議長 門川大作	設立年月日	平成30年6月4日
事務所所在地	京都市左京区栗田口鳥居町2番地の1 京都市国際交流会館内		
目 的 (団体の規約に 基づく。)	芸・産学官連携による「KYOTO CULTIVATES（京都は耕す，育む，磨く）PROJECT」を実施することにより，京都が有する創造人材を育成する役割を更に進展させ，文化を基軸とした京都のまちづくりに寄与することを目的とする。		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした負担金

(単位：千円)

負担金名	金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
KYOTO STEAM—世界文化交流祭—実行委員会負担金	150,000	芸・産学官連携により，文化芸術都市・京都の持続的な発展を目指す「KYOTO CULTIVATES PROJECT」の事業の実施	KYOTO STEAM—世界文化交流祭—実行委員会の運営及び事業	予算の範囲内で，対象事業に要する経費のうち，市長が必要かつ適当と認める額	文化市民局 文化芸術都市推進室 文化芸術企画課

イ 負担金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

芸・産学官連携により，「文化芸術事業（フェスティバル）」「人材育成事業」「情報発信・ネットワーク形成事業」を3つの柱として，文化芸術都市・京都の持続的な発展を目指す「KYOTO CULTIVATES PROJECT」を推進し，「KYOTO STEAM—世界文化交流祭—prologue」等を実施した。

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市負担金	150,000	事業費	141,622
入場料，その他収入	444	事務局経費	8,485
合 計	150,444	合 計	150,107

収支差額 337千円

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 現金の管理

現金の管理については、KYOTO STEAM―世界文化交流祭―実行委員会会計規程に従い行うこととされているが、現金の出納状況について、現金出納簿に記帳していないものがあった。

現金出納簿の記帳を適正に行うよう、KYOTO STEAM―世界文化交流祭―実行委員会に対して指導し、改められたい。

4 公益財団法人京都高度技術研究所

(1) 団体の概要（平成 31 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 西本清一	設立年月日	昭和 63 年 8 月 9 日
事務所所在地	京都市下京区中堂寺南町 134 番地		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	科学技術の振興や企業経営に関する支援を通じて、地域産業の発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。		

ア 出資の状況

公益財団法人京都高度技術研究所（以下「高度技術研究所」という。）の基本財産は3億円であり、1億円(33.3%)を本市が出えんしている。

本市の所管は、産業観光局新産業振興室（現 産業イノベーション推進室）である。

イ 事業の内容

- (ア) 科学技術の諸分野に関する研究、開発及び調査並びに研究者の養成及び技術者の研修
- (イ) 科学技術諸分野に関する研究開発型企业に対する支援及び情報の提供
- (ウ) 科学技術の諸分野に関する研究者及び技術者の交流
- (エ) 産学公連携による新事業の創出と研究開発の推進
- (オ) 科学技術の進歩発展や産業の発展に寄与する人材の育成
- (カ) 中小企業者を対象とする振興施策の調査研究及び実施
- (キ) 中小企業者等を対象とする、金融、経営、法務、技術等に関する相談、助言及び人材育成その他の支援並びに情報の提供
- (ク) 中小企業の経営者及び従業員を対象とする異業種交流の促進並びにその成果の普及
- (ケ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	286,441	148,616	137,825
未収金	918,700	753,406	165,294
貸付金	37,466	37,865	△ 399
貸倒引当金	△ 60,745	△ 63,524	2,779
前払金	5,858	1,914	3,943
前払費用	1,235	585	649
預け金	15	15	—
供託金	289	539	△ 250
流動資産合計	1,189,260	879,417	309,843
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当定期預金	270,000	270,000	—
基本財産引当出資金	30,000	30,000	—
基本財産合計	300,000	300,000	—
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	40,718	44,102	△ 3,383
受入保証金引当資産	19,077	19,436	△ 358
建物	1,041,955	1,065,326	△ 23,370
建物附属設備	459,485	533,138	△ 73,652
構築物	33,955	37,032	△ 3,076
水道施設利用権	240	266	△ 25
什器備品	2,822	1,971	851
京都市成長産業創造センター建物設備改修積立金	41,000	31,000	10,000
中小企業振興事業資金積立金	3,750	7,500	△ 3,750
研究活動資金積立金	30,000	—	30,000
特定資産合計	1,673,006	1,739,772	△ 66,766
(3) その他固定資産			
建物附属設備	3,413	6,945	△ 3,532
什器備品	45,435	54,638	△ 9,202
ソフトウェア著作権	10,358	13,233	△ 2,875
電話加入権	5,612	5,612	—
敷金	2,140	—	2,140
出資金	120	120	—
長期前払費用	2,411	1,048	1,362
その他固定資産合計	69,490	81,598	△ 12,107
固定資産合計	2,042,497	2,121,371	△ 78,874
資産合計	3,231,758	3,000,789	230,969
II 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	930,000	735,000	195,000
未払金	176,485	175,101	1,384
前受金	22,486	7,921	14,565
預り金	26,668	31,688	△ 5,020
賞与引当金	15,112	14,659	453
流動負債合計	1,170,752	964,369	206,382
2. 固定負債			
未払金	44,214	44,214	—
受入保証金	22,382	19,436	2,946
固定負債合計	66,597	63,650	2,946
負債合計	1,237,350	1,028,020	209,329
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
国庫補助金	898,043	954,063	△ 56,019
地方公共団体補助金	634,042	676,767	△ 42,725
寄付金	266,419	266,932	△ 513
指定正味財産合計	1,798,505	1,897,763	△ 99,257
(うち基本財産への充当額)	(260,000)	(260,000)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(1,538,460)	(1,637,734)	(△99,274)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(40,000)	(40,000)	(—)
(うち特定資産への充当額)	(74,750)	(38,500)	(36,250)
正味財産合計	1,994,408	1,972,768	21,640
負債及び正味財産合計	3,231,758	3,000,789	230,969

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1,254	1,256	△ 2
特定資産運用益	3	2	0
受取会費	6,360	6,360	—
事業収益	1,101,362	1,407,250	△ 305,888
受取補助金等	634,624	911,945	△ 277,320
受取負担金	1,559	16,765	△ 15,206
雑収益	3,533	1,514	2,019
経常収益計	1,748,697	2,345,096	△ 596,399
(2) 経常費用			
事業費	1,613,911	2,287,895	△ 673,983
管理費	22,302	20,576	1,726
経常費用計	1,636,213	2,308,471	△ 672,257
評価損益等調整前当期経常増減額	112,483	36,624	75,858
当期経常増減額	112,483	36,624	75,858
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産受贈益	55,605	—	55,605
貸倒引当金戻入額	2,779	8,831	△ 6,052
前期損益修正益	4	—	4
経常外収益計	58,389	8,831	49,558
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	3,992	531	3,460
固定資産譲渡損	45,967	—	45,967
雑損失	15	—	15
経常外費用計	49,975	531	49,443
当期経常外増減額	8,414	8,299	115
当期一般正味財産増減額	120,897	44,924	75,973
一般正味財産期首残高	75,004	30,080	44,924
一般正味財産期末残高	195,902	75,004	120,897
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	4,076	9,023	△ 4,947
一般正味財産への振替額	△ 103,334	△ 152,683	49,349
当期指定正味財産増減額	△ 99,257	△ 143,659	44,401
指定正味財産期首残高	1,897,763	2,041,422	△ 143,659
指定正味財産期末残高	1,798,505	1,897,763	△ 99,257
III 正味財産期末残高	1,994,408	1,972,768	21,640

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項はありませんでしたが、次のとおり意見を付しました。

(ア) 意見

a 団体関係

(a) 立替払の取扱い

職員個人のクレジットカードを使用して代金を支払うなど、職員が立替払を行っている事例が多く見受けられた。

立替払については例外的な経理手続であり、やむを得ない場合に限られるべきものである。そのため、慎重に運用すべきものであることを理解し、適切に取り扱われたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
(ア) 中小企業パワーアッププロジェクト補助金	23,415	京都型グローバル・ニッチ・トップ企業の創出	オスカー認定制度の運用等	予算の範囲内で対象経費のうち市長が必要と認める額	産業観光局新産業振興室 (現 産業イノベーション推進室)
(イ) 未来創造型企業支援プロジェクト補助金	15,456		ベンチャーサポート事業		
(ウ) 京都型グローバル・ニッチ・トップ企業創出支援事業補助金	13,260		支援協議会運営等		
(エ) 地域プラットフォーム事業補助金	12,246	ベンチャー・中小企業の振興及び発展	起業から事業展開に至るまでの各段階に応じた支援事業		
(オ) 京都市未来創生企業成長プロジェクト補助金	11,450		ベンチャー企業等の研究開発に対する支援等		

補助金名	金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
(カ) 運営事業補助金	51,109	本市産業振興の核となる施策を実施して	事業活動費等	対象経費の2分の1以内	産業観光局新産業振興室 (現 産業イノベーション推進室)
(キ) プロパー等人件費補助金	85,741	いる高度技術研究所の運営の安定化	人件費	予算の範囲内で対象経費のうち市長が必要と認める額	
(ク) 京都市成長産業創造センター運営事業補助金	50,000	新規事業の創出及び産業競争力の確保	センターの管理・運営		
(ケ) 健康長寿産業創出支援事業補助金	5,280	ライフサイエンス関連産業の育成	ライフサイエンス分野における新たな製品・サービスの事業化促進		
(コ) 京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター創造事業補助金	20,000	社会的企業の育成及び誘致	京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター創造事業		
(サ) 京の企業働き方改革総実践プロジェクト補助金	7,500	中小企業の働き方改革の推進	京の企業働き方改革総実践プロジェクト		
合計	295,457				産業観光局産業企画室

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 中小企業パワーアッププロジェクト補助金

a 事業の状況

- (a) コーディネータ等によるオスカー認定企業等への訪問
- (b) オスカー認定事業
- (c) 京都オスカークラブを紹介する冊子の発刊
- (d) ベンチャー型事業承継研修会・交流会の開催

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	23,415	オスカー認定事業	4,600
		コーディネータ等人件費	17,511
		その他経費	1,304
合計	23,415	合計	23,415

(イ) 未来創造型企業支援プロジェクト補助金

a 事業の状況

京都市ベンチャー企業目利き委員会の運営及びAランク認定企業に対する支援策を実施した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	15,456	京都市ベンチャー企業目利き委員会事務局運営	7,400
		専任コーディネータ等 person 費	7,207
		Aランク認定企業フォローアップ	300
		その他経費	549
合 計	15,456	合 計	15,456

(ウ) 京都型グローバル・ニッチ・トップ企業創出支援事業補助金

a 事業の状況

- (a) 有望なベンチャー中小企業に対する支援協議会の運営
- (b) 専任コーディネータの配置
- (c) 技術・製品開発に係る支援金の交付

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	13,260	支援協議会運営費	8,260
		技術・製品開発支援	5,000
合 計	13,260	合 計	13,260

(エ) 地域プラットフォーム事業補助金

a 事業の状況

- (a) 新事業創出支援体制連携強化事業
- (b) イノベーションジャングルプロジェクト支援事業
- (c) 企業OB人材の活用

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	12,246	新事業創出支援体制	169
受講料収入	8	連携強化事業	
		イノベーションジャン	4,005
		ングルプロジェクト	
		支援事業	
		企業OB人材の活用	500
		人件費	6,948
		事務費	630
合 計	12,254	合 計	12,254

(オ) 京都市未来創生企業成長プロジェクト補助金

a 事業の状況

- (a) 新規・改良研究開発補助事業
- (b) 新市場・事業展開可能性調査事業
- (c) Aランク認定企業等に対する無料専門家の派遣

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	11,450	新規・改良研究開発	6,000
		補助事業	
		新市場・事業展開可	3,000
		能性調査事業	
		無料専門家派遣事業	1,348
		事務費	1,101
合 計	11,450	合 計	11,450

(カ) 運営事業補助金

a 事業の状況

高度技術研究所の運営を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	51,109	事業活動支出	1,507,681
その他京都市補助金	244,348	固定資産取得支出	6,928
その他収入	1,219,152		
合 計	1,514,609	合 計	1,514,609

(キ) プロパー等 person 費補助金

a 事業の状況

プロパー等職員の person 費の一部を助成した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	85,741	正職員	207,741
その他収入	180,603	契約職員	37,079
		嘱託職員等	21,522
合 計	266,344	合 計	266,344

(ク) 京都市成長産業創造センター運営事業補助金

a 事業の状況

京都市成長産業創造センターの管理及び運営を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	50,000	person 費	28,822
賃料等収入	86,926	施設管理費	92,827
		固定資産税等	15,276
合 計	136,926	合 計	136,926

(ケ) 健康長寿産業創出支援事業補助金

a 事業の状況

ライフサイエンス関連産業の育成を図るため、ライフサイエンス分野において、事業化に向けて新たな製品・サービス開発等に取り組む企業を対象に補助金を交付した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	5,280	京都市健康長寿産業 事業化促進補助金	4,780
		事務費	500
合 計	5,280	合 計	5,280

(コ) 京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター創造事業補助金

a 事業の状況

- (a) これからの1000年を紡ぐ企業認定制度の運用
- (b) 社会的企業をトータルで育成する経営支援
- (c) イノベーションキュレーター育成
- (d) 京都市ソーシャルイノベーション研究所の運営
- (e) ソーシャル・イノベーション・サミットの開催

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	20,000	人件費	14,543
事業収入	5,947	事業費	9,028
雑収入	244	その他経費	2,619
合 計	26,191	合 計	26,191

(サ) 京の企業働き方改革総実践プロジェクト補助金

a 事業の状況

働き方改革に取り組む企業の支援及び働き方改革の先進事例に係る情報発信等を行った。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	7,500	働き方改革モデル企 業の創出	7,546
事業収入	123	事務費	83
雑収入	6		
合 計	7,629	合 計	7,629

ウ 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項はありませんでした。

5 公益財団法人京都市森林文化協会

(1) 団体の概要（平成 31 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 中野三郎	設立年月日	平成 4 年 11 月 4 日
事務所所在地	京都市左京区花脊八桝町 250 番地		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	京都市の森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、森林の保全及び整備を行うとともに、自然と調和した森林文化の継承及び発展を図り、農林業を生かした地域の振興に寄与することを目的とする。		

ア 出資の状況

公益財団法人京都市森林文化協会（以下「森林文化協会」という。）の基本財産は 5,000 万円であり、全額を本市が出えんしている。

本市の所管は、産業観光局農林振興室林業振興課である。

イ 事業の内容

- (ア) 地球温暖化防止や景観形成等、公益的機能の高度な発揮を目的とした森林の保全及び整備に関する事業
- (イ) 森林文化の継承及び発展に関する事業
- (ウ) 農山村地域と都市住民との交流の促進に関する事業
- (エ) 宿泊休養施設等の管理運営に関する事業
- (オ) 地域産品の生産、流通、広報等地域の振興に関する事業
- (カ) 「山村都市交流の森」等、京都市の施設の管理運営に関する事業
- (キ) 森林の保全及び整備の担い手育成並びに指導・助言に関する事業
- (ク) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	9,850	13,499	△ 3,649
売掛金	191	144	46
棚卸資産	547	421	126
貯蔵品	477	407	69
未収金	19,116	22,450	△ 3,334
前払費用	16	—	16
仮払金	414	399	14
流動資産合計	30,613	37,323	△ 6,710
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	50,000	50,000	—
基本財産合計	50,000	50,000	—
(2) 特定資産			
退職給与引当資産	11,293	10,872	421
特定資産合計	11,293	10,872	421
(3) その他固定資産			
建物	3,386	3,386	—
建物付属設備	27,028	27,028	—
構築物	1,352	1,352	—
車両運搬具	0	0	—
什器備品	2,524	2,524	—
水道施設利用権	616	616	—
減価償却累計額	△ 13,439	△ 10,889	△ 2,550
電話加入権	348	348	—
その他固定資産合計	21,817	24,367	△ 2,550
固定資産合計	83,110	85,239	△ 2,129
資産合計	113,723	122,563	△ 8,839
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	15,711	15,751	△ 39
買掛金	285	132	152
預り金	856	481	374
仮受金	21	—	21
賞与引当金	1,120	880	240
未払法人税等	70	70	—
流動負債合計	18,064	17,315	748
2. 固定負債			
退職給付引当金	11,293	10,872	421
固定負債合計	11,293	10,872	421
負債合計	29,357	28,187	1,169
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
出捐金	50,000	50,000	—
国庫補助金	7,695	8,455	△ 760
地方公共団体補助金	9,958	10,925	△ 967
指定正味財産合計	67,653	69,380	△ 1,727
(うち基本財産への充当額)	50,000	50,000	—
(うち特定資産への充当額)	—	—	—
2. 一般正味財産	16,712	24,994	△ 8,282
(うち基本財産への充当額)	—	—	—
(うち特定資産への充当額)	—	—	—
正味財産合計	84,365	94,375	△ 10,009
負債及び正味財産合計	113,723	122,563	△ 8,839

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	12	14	△ 1
受取会費	—	—	—
事業収益	94,258	105,097	△ 10,839
受取補助金等	1,823	2,021	△ 198
雑収益	63	66	△ 2
経常収益計	96,156	107,199	△ 11,042
(2) 経常費用			
事業費	101,893	105,559	△ 3,666
管理費	2,475	2,626	△ 150
経常費用計	104,368	108,185	△ 3,817
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 8,212	△ 986	△ 7,225
評価損益等計	—	—	—
当期経常増減額	△ 8,212	△ 986	△ 7,225
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	—	—	—
(2) 経常外費用			
経常外費用計	—	—	—
当期経常外増減額	—	—	—
税引前当期一般正味財産増減額	△ 8,212	△ 986	△ 7,225
法人税等	70	70	—
当期一般正味財産増減額	△ 8,282	△ 1,056	△ 7,225
一般正味財産期首残高	24,994	26,050	△ 1,056
一般正味財産期末残高	16,712	24,994	△ 8,282
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	—	—	—
一般正味財産への振替額	△ 1,727	△ 1,727	—
当期指定正味財産増減額	△ 1,727	△ 1,727	—
指定正味財産期首残高	69,380	71,108	△ 1,727
指定正味財産期末残高	67,653	69,380	△ 1,727
III 正味財産期末残高	84,365	94,375	△ 10,009

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 支出の決定

公益財団法人京都市森林文化協会事務決裁規程によると、工事、施設の保守管理、資材・物件・労力・物資調達等の契約及び支出の決定は、参事が専決することとされているが、物品等の調達において、参事による決定前に納品等が行われていたものがあった。

公益財団法人京都市森林文化協会事務決裁規程に従い、適正な支出事務を行うよう、森林文化協会に対して指導し、改められたい。

(b) 手当の額の決定

公益財団法人京都市森林文化協会給与規程内規によると、常勤臨時職員に支給する期末勤勉手当の額は、理事長が定めることとされているが、常勤臨時職員に支給する期末勤勉手当の額を書面により決定していなかった。

公益財団法人京都市森林文化協会給与規程内規に従い、適正に事務を行うよう、森林文化協会に対して指導し、改められたい。

(3) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金

(単位：千円)

補助金名	金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課
森林・林業等普及啓発事業補助金	96	市内産木材等の需要の拡大による地域林業及び木材関連産業の活性化並びに健全な森林の保全を図るため	講習会等の開催に要する経費	事業に要する経費の4分の3以内	産業観光局農林振興室林業振興課

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 事業の状況

来園者の多い期間に木工教室等を開催した。

(イ) 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	96	人件費	105
団体負担分	32	消耗品費	23
合 計	128	合 計	128

ウ 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項はありませんでした。

(4) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

森林文化協会は、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間、京都市森林文化交流センターの指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
京都市森林文化交流センター (愛称「森愛館」)	京都市左京区花脊八 榊町250番地	施設の管理運営	産業観光局農林振 興室林業振興課

イ 管理の状況

(ア) 事業の内容

- a 山村と都市の交流を促進する活動のための施設の提供
- b 森林文化に関する体験活動のための施設の提供
- c 森林文化に関する情報の提供
- d その他市長が必要と認める事業

(イ) 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ホール	3,051	2,807	3,870	1,646	2,981
研修室	295	220	378	100	433
合 計	3,346	3,027	4,248	1,746	3,414

平成30年度のホール利用者数は、前年度と比べ1,335人(81.1%)、研修室

利用者数は、333人（333%）の増加となった。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく平成30年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	4,550	人件費	2,759
		諸経費等	1,790
合 計	4,550	合 計	4,550

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 貸与物品の管理

京都市森林文化交流センターの管理に関する協定書に基づき貸与している物品について、備品台帳及び協定書の貸与物品一覧に記載していない本市の物品があった。

貸与物品一覧と現物が一致することを確認したうえで協定を締結するよう、改められたい。

6 社会福祉法人世光福祉会

(1) 団体の概要（平成 31 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 新井 純	設立年月日	昭和 49 年 1 月 22 日
事務所所在地	京都市伏見区桃山町泰長老 175 番地		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	<p>多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身共に健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>第二種社会福祉事業</p> <p>イ 保育所（世光保育園）</p> <p>ロ 障害福祉サービス事業（ベテスダの家）</p> <p>ハ 障害福祉サービス事業（イマジン）</p>		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金等

(単位：千円)

補助金等名	金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
(ア) 京都市 重度障害 者等利用 事業所支 援事業補 助金	17,903	重度障害者 や視覚・聴 覚言語機能 障害者の利 用 枠 の 確 保・拡大と サービス水 準の維持・ 向上	障害福祉サ ービスの提 供に必要な 職員の人件 費	3,892 千円×補助対象職 員数（年間）。ただし、 申請年度の前年度の平均 利用実績が定員の 70% 未満で、利用者中、支援 区分 5 以上の者の申請年 度の前年度の割合が 80%以上の場合は、2分 の 1 を乗じた額	保健福祉 局障害保 健福祉推 進室
(イ) 京都市 民間社会 福祉施設 ブロック 塀等撤去 等促進事 業補助金	780	地震による ブロック塀 等の倒壊に よる被害の 防止	民間社会福 祉施設のブ ロック塀等 撤去等工事 に要する経 費	補助対象ブロック塀等の 長さに基準補助単価（撤 去工事 12 千円、設置工 事 40 千円）を乗じて得 た額と、工事費及び工事 事務費の実支出額とを比 較して、少ない方の額に 4分の 3 を乗じて得た額	

補助金等名	金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
(ウ) 京都市 民間社会 福祉施設 施設整備 利子補給	18	民間社会福 祉施設にお ける円滑な 施設運営支 援	民間社会福 祉施設の 新築等に 要した 費用の うち 金融機 関等 からの 借入に 伴う 利子	施設が当 該年度 中に支 払う 利子の 総額	保健福祉 局障害 保健福 祉推進 室
合 計	18,701				

イ 補助金等に係る事業の状況

(ア) 京都市重度障害者等利用事業所支援事業補助金

ベテスダの家及びイマジンにおいて、障害福祉サービス事業（生活介護事業）に要した人件費に対する補助金 1,790 万円の交付を受けた。

(イ) 京都市民間社会福祉施設ブロック塀等撤去等促進事業補助金

ケアホーム・エイト（共同生活援助事業所）において、ブロック塀の撤去工事及びフェンスの設置工事に要した費用に対する補助金 78 万円の交付を受けた。

(ウ) 京都市民間社会福祉施設施設整備利子補給

ベテスダの家の整備に要した費用のうち、独立行政法人福祉医療機構からの借入に伴う支払利子に対する補給金 1 万円の交付を受けた。

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 補助金等の交付に係る書類の受領

京都市会計規則によると、請求書には、請求年月日を記載しなければならないとされているが、京都市民間社会福祉施設施設整備利子補給の請求書について、日付を記載せずに提出するよう、補助事業者に対して通知していた。京都市会計規則に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

7 社会福祉法人勸修福祉会

(1) 団体の概要（平成31年3月31日現在）

代 表 者	理事長 津田治巳	設立年月日	昭和59年7月2日
事務所所在地	京都市山科区勸修寺仁王堂町13番地の3		
目 的 (団体の定款に基づく。)	<p>多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の事業を行う。</p> <p>(1) 第1種社会福祉事業 特別養護老人ホーム長楽園の設置経営</p> <p>(2) 第2種社会福祉事業 イ 老人短期入所事業（長楽園） ロ 京都市勸修老人デイサービスセンターの指定管理 ハ 老人介護支援センターの経営 ニ 小規模多機能型居宅介護事業（寛ぎの家勸修）</p> <p>(3) 公益を目的とする事業 イ 居宅介護支援事業 ロ 地域支援事業を市町村から受託して実施する事業（京都市勸修地域包括支援センター）</p>		

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

社会福祉法人勸修福祉会（以下「勸修福祉会」という。）は、平成29年4月1日から令和5年3月31日までの6年間、京都市勸修老人デイサービスセンター（以下「勸修老人デイサービスセンター」という。）及び京都市勸修地域包括支援センターの指定管理者となっている。

このうち、勸修老人デイサービスセンターを監査の対象とした。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
京都市勸修老人デイサービスセンター	京都市山科区栗栖野打越町17番地	施設の管理運営	保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課

イ 管理の状況

(ア) 事業の内容

a 京都市老人デイサービスセンター条例（以下「老人デイサービスセンター条

例」という。) 第2条に規定する事業に係る業務

b 勸修老人デイサービスセンターの施設, 附属設備及び物品の保守及び安全等に係る業務

c その他市長が必要と認める業務

(イ) 利用の状況

(単位:人)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
延べ利用者数	8,122	8,492	7,727	7,964	6,848
1日の平均利用者数	26.3	27.3	24.9	25.7	22.2

平成30年度の延べ利用者数は, 前年度と比べ1,116人(14.0%)の減少となった。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく平成30年度の収支の状況は, 次の表のとおりである。

(単位:千円)

収 入		支 出	
介護保険収入	59,235	人件費	48,818
利用料収入	4,986	事業費	14,240
その他	505		
合 計	64,727	合 計	63,058

収支差額 1,669千円

利用料収入を過去5年間で見ると, 次のとおりである。

(単位:千円)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用料収入	6,527	6,869	5,947	6,225	4,986

平成30年度の利用料収入は, 前年度と比べ123万円(19.9%)の減少となった。

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 指定管理業務に係る事業報告

京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(以下「指定管

理者指定手続条例」という。)等によると、地方自治法第244条の2第7項に定める事業報告書には、指定管理業務に係る収入及び支出の内訳を記載しなければならないとされているが、事業報告書について、支出額等を誤って記載していた。

事業報告書については、指定管理者指定手続条例等に基づき適正に記載するよう、勸修福祉会に対して指導し、改められたい。

b 所管課関係

(a) 利用料金の承認

勸修老人デイサービスセンターの利用に伴う料金について、老人デイサービスセンター条例に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て利用料金の額を定める必要があるが、承認手続を行わずに利用料金の額が定められていた。

老人デイサービスセンター条例に従い、適正に事務を行うよう改められたい。

(3) 随時監査(委託料)

ア 監査の対象とした委託料

(単位:千円)

名 称	金額	委託事業の所管課
京都市高齢者虐待シェルター確保事業	110	保健福祉局健康長寿のまち・ 京都推進室介護ケア推進課

イ 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項はありませんでした。

8 社会福祉法人藤森福祉会

(1) 団体の概要（平成 31 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 中條善輝	設立年月日	平成 25 年 12 月 3 日
事務所所在地	京都市伏見区深草大亀谷西寺町 58 番地		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	<p>多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されることを目的として、次の社会福祉事業を行う。</p> <p>第二種社会福祉事業</p> <p>イ 保育所 西福寺幼稚園の設置運営</p> <p>ロ 放課後児童健全育成事業（藤森学童クラブ）</p>		

(2) 財政援助団体監査

ア 監査の対象とした補助金等

(単位：千円)

補助金等名	金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
(ア) 京都市 地域学童 クラブ事 業補助金	11,082	放課後等における子どもたちの安全で健やかな居場所づくりの推進	地域学童クラブ事業	対象事業に要する経費の一部（年間平均利用児童数及び開設日数に基づき定める額、障害のある児童に係る加算、長時間開設に係る加算、山間地域に係る加算、備品更新に係る加算、放課後児童指導員の経験加算）	子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課
(イ) 京都市 地域共生 社会実現 サポート 事業補助 金	179	社会福祉法人等が実施する社会貢献活動並びに民間の社会福祉施設における利用者の処遇及び福祉サービスの質の向上の促進	①地域包括ケア推進事業 ②地域課題解消事業 ③災害対応力向上事業 ④小規模法人等活動サポート事業 ⑤運営・人材確保基盤強化支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・①～③の経費合計と補助基準額(44万円)のうち少ない方の額の4分の1以内 ・④の経費と補助基準額(40万円)のうち少ない方の額の4分の1以内 ・⑤の経費と旧制度において受けていた補助額(上限額：定員×17,000円)のうち少ない方の額の2分の1以内 	子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室

補助金等名	金額	交付目的	対象事業	算定方法	所管課等
(ウ) 京都市 民間社会 福祉施設 施設整備 利子補給	554	民間社会福 祉施設にお ける円滑な 施設運営	民間社会福祉 施設の新築等 に要した費用 のうち金融機 関等からの借 入に伴う利子	施設が当該年度中に 支払う利子の総額	子ども若 者はぐく み局幼保 総合支援 室
合 計	11,815				

イ 補助金に係る事業及び収支の状況

(ア) 京都市地域学童クラブ事業補助金

a 事業の状況

地域学童クラブ事業を実施した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	11,082	人件費	13,718
保護者負担金	10,630	事業費	9,947
その他	1,953		
合 計	23,665	合 計	23,665

(イ) 京都市地域共生社会実現サポート事業補助金

a 事業の状況

災害対応力向上事業及び小規模法人等活動サポート事業を実施した。

b 収支の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
京都市補助金	179	事業費	773
京都府補助金	359		
団体負担分	235		
合 計	773	合 計	773

(ウ) 京都市民間社会福祉施設施設整備利子補給

西福寺幼児園の整備に要した費用のうち、金融機関からの借入に伴う支払利子に対する補給金 55 万円の交付を受けた。

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 補助金の交付額の決定等

京都市補助金等の交付等に関する条例によると、補助事業の完了後、補助事業者等から提出された実績報告書等により実績を調査し、適合すると認めるときは、補助金等の交付額を決定し、通知するものとされているが、京都市地域学童クラブ補助金について、実績報告書の提出を受けた後も交付額の決定及び補助事業者への通知を行っていなかった。

京都市補助金等の交付等に関する条例に従い、適正な事務を行うよう改められたい。

9 京都御池地下街株式会社

(1) 団体の概要（平成 31 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	代表取締役社長 黒田芳秀	設立年月日	昭和 43 年 7 月 19 日
事務所所在地	京都市中京区御池通寺町東入下本能寺前町 492 番地の 1		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	次の事業を営むことを目的とする。 ア 公共地下道, 公共地下駐車場, 店舗等の建設, 管理, 運営 イ 不動産の賃貸業 ウ 損害保険代理業 エ 酒類の販売 オ 前各号に関連する一切の業務		

ア 出資の状況

京都御池地下街株式会社（以下「御池地下街」という。）の資本金は 34 億 9,500 万円であり、20 億 4,000 万円 (58.4%) を本市が出資している。

本市の所管は、都市計画局都市企画部都市総務課である。

イ 事業の内容

- (ア) 御池地下駐車場の経営
- (イ) 御池地下街の経営
- (ウ) 御池公共地下道及び京都市御池駐車場の管理業務の受託

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金及び預金	872,483	986,973	△ 114,490
営業未収金	81,158	92,447	△ 11,288
前払費用	1,141	795	345
預け金	40,128	40,128	—
未収金	862	1,294	△ 432
立替金	1,292	16,269	△ 14,977
仮払金	300	—	300
流動資産合計	997,365	1,137,908	△ 140,542
2. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
店舗施設	3,471,164	3,592,960	△ 121,796
駐車場施設	4,539,026	4,700,175	△ 161,148
建物附属設備	452,476	531,193	△ 78,716
車両運搬具	0	0	—
器具備品	43,790	32,372	11,417
有形固定資産合計	8,506,457	8,856,701	△ 350,243
(2) 無形固定資産			
公共通路負担金	2,126,602	2,376,600	△ 249,997
電話加入権	936	936	—
無形固定資産合計	2,127,539	2,377,537	△ 249,997
(3) 投資その他の資産			
保証金・敷金	50	50	—
出資金	70	70	—
長期未収金	550	850	△ 300
貸倒引当金	△550	△850	300
その他固定資産合計	120	120	—
固定資産合計	10,634,117	11,234,358	△ 600,241
資産合計	11,631,483	12,372,267	△ 740,784
II 負債の部			
1. 流動負債			
1年以内返済予定の長期借入金	549,720	549,720	—
1年以内返済予定の預り保証金	900	900	—
未払金	36,945	108,583	△ 71,637
未払費用	3,699	3,699	—
未払消費税等	18,943	15,061	3,882
未払法人税等	10,124	15,628	△ 5,504
前受金	12,855	12,804	50
預り金	129,067	128,591	475
賞与引当金	4,202	3,910	292
その他	5	3	2
流動負債合計	766,462	838,901	△ 72,439
2. 固定負債			
長期借入金	8,350,604	8,900,324	△ 549,720
預り保証金	6,150	7,050	△ 900
預り敷金	176,713	176,032	681
退職給付引当金	2,884	2,456	427
役員退職引当金	575	475	100
固定負債合計	8,536,926	9,086,338	△ 549,411
負債合計	9,303,389	9,925,240	△ 621,851
III 純資産の部			
1. 株主資本			
(1) 資本金	3,495,000	3,495,000	—
(2) 利益剰余金			
その他利益剰余金	△1,166,906	△1,047,973	△ 118,932
利益剰余金合計	△1,166,906	△1,047,973	△ 118,932
純資産合計	2,328,093	2,447,026	△ 118,932
負債及び純資産合計	11,631,483	12,372,267	△ 740,784

(イ) 損益計算書

損益計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
売上高	1,089,509	1,096,411	△ 6,902
売上総利益	1,089,509	1,096,411	△ 6,902
販売費及び一般管理費	1,203,819	1,246,280	△ 42,460
営業損失	114,310	149,868	△ 35,557
営業外収益	12,805	26,362	△ 13,556
営業外費用	16,476	17,883	△ 1,407
経常損失	117,980	141,388	△ 23,408
特別損失	0	0	0
税引前当期純損失	117,980	141,388	△ 23,408
法人税、住民税及び事業税	952	951	0
当期純損失	118,932	142,340	△ 23,407

(ウ) 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本 合計	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	3,495,000	△ 1,047,973	2,447,026	2,447,026
当期変動額				
当期純損失	-	△ 118,932	△ 118,932	△ 118,932
当期変動額合計	-	△ 118,932	△ 118,932	△ 118,932
当期末残高	3,495,000	△ 1,166,906	2,328,093	2,328,093

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 団体関係

(a) 規程の整備

御池地下駐車場管理規程は、駐車場法第13条第1項に基づき、御池地下街が設置する御池地下駐車場の運営の基本となるべき事項を定めたものであるが、入退場時間など現在の運営状況と異なっているものが見られた。

御池地下駐車場管理規程は、御池地下駐車場運営に当たっての根拠となる規程であることから、必要な規程の改正等を行うよう、御池地下街に対して指導し、改められたい。

(3) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

御池地下街は、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間、京都市御池駐車場の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課等
京都市御池駐車場	京都市中京区御池通 高倉西入高宮町	施設の管理運営	建設局自転車政策 推進室（現在の所 管は、建設企画部 建設総務課）

イ 管理の状況

(ア) 事業の内容

- a 施設の供用に係る業務
- b 施設の維持管理に係る業務
- c 京都市道路附属物自動車駐車場条例に規定する「駐車拒否」に係る業務
- d その他市長が必要と認める業務

(イ) 利用の状況

(単位：台)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一時利用台数	277,136	296,528	294,452	284,932	281,791
定期利用台数	53,121	55,881	70,807	72,285	69,647
合 計	330,257	352,409	365,259	357,217	351,438

平成 30 年度の一時利用台数は前年度と比べ 3,141 台 (1.1%)，定期利用台数は前年度と比べ 2,638 台 (3.6%) の減少となり，全体の利用台数は前年度と比べ 5,779 台 (1.6%) の減少となった。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく平成 30 年度の収支の状況は，次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
使用料	331,412	人件費	28,238
		事業費	58,088
		委託費	36,793
		小額修繕費	2,552
合 計	331,412	合 計	125,673

収支差額 205,739 千円

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 指定管理業務に係る事業報告

指定管理者指定手続条例等によると，地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に定める事業報告書には，施設の管理に係る収入及び支出の内訳を記載しなければならないとされているが，収入に指定管理委託料等の記載がなく，本市の収入となる駐車場使用料が誤って記載されている事業報告書を受領していた。

事業報告書については，指定管理者指定手続条例等に基づき適正に作成されたものを受領するよう改められたい。

(4) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

（単位：千円）

名 称	金額	委託事業の所管課等
(ア) 京都市御池駐車場管制システムの更新	16,513	建設局自転車政策推進室
(イ) 京都市御池駐車場トイレ用加圧給水ポンプの更新	1,216	
(ウ) 京都市御池駐車場トイレ清掃（追加分）	473	

イ 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項はありませんでした。

10 京都タクシー業務センター

(1) 団体の概要（平成31年3月31日現在）

代 表 者	代表幹事 兼元秀和	設立年月日	平成16年3月31日
事務所所在地	京都市伏見区竹田向代町51番地の5 京都自動車会館内		
目 的	京都府内のタクシー乗務員の登録，タクシー乗り場の秩序維持，乗り場施設（団体の規約に基づく。）の管理，駐停車の適正化，忘れ物，苦情の受付など，利用者利便の向上と市民生活の安全と環境を守ることを主たる目的とする。		

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

京都タクシー業務センターは，平成29年11月15日から令和3年3月31日までの3年5箇月間，京都駅八条口タクシー待機場（以下「タクシー待機場」という。）の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課等
京都駅八条口タクシー待機場	京都市南区西九条院町9番地の2	施設の管理運営	都市計画局歩くまち京都推進室

イ 管理の状況

(ア) 事業の内容

- a タクシー待機場の供用に係る業務
- b タクシー待機場の維持管理に係る業務
- c その他市長が必要と認める業務

(イ) 利用の状況

(単位：台)

区 分	平成29年度	平成30年度
課金時間内入構数	253,384	665,541
全時間帯入構数	276,366	713,970

平成30年度の課金時間帯入構数は，前年度と比べ412,157台（162.7%）の増加，全時間帯入構数は437,604台（158.3%）の増加となった。これはタクシー待機場の管理を平成29年11月15日から指定管理者に行わせていることによるものである。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく平成30年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
利用料金	13,323	人件費	399
		事業費	5,092
		委託費	7,859
合 計	13,323	合 計	13,352

収支差額 △29千円

利用料金収入を過去2年間で見ると、次のとおりである。

(単位：千円)

区 分	平成29年度	平成30年度
利用料金収入	5,146	13,323

平成30年度の利用料金収入は、前年度と比べ817万円（158.9%）の増加となった。

ウ 監査の結果

次のとおり市長に措置を求める指摘事項がありました。

(ア) 指摘事項

a 所管課関係

(a) 指定管理者が行う業務の範囲

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例等によると、タクシー待機場に旅客自動車を入場させようとする者は、あらかじめ、市長の登録を受けなければならないが、申請書に道路運送法第4条第1項の規定による許可を受けたことを証する書類（以下「許可書」という。）を添えて、市長に提出しなければならないとされているが、次のような事例があった。

- ・ 指定管理者に申請書が提出されており、入場登録を指定管理者が行っていた。
- ・ 申請書に許可書が添えられていなかった。
- ・ 申請書について、京都駅八条口旅客自動車待機場等要綱において定める標準とする様式とは乖離した様式の申請書を使用していた。

条例等の規定と実際の事務の取扱いに相違が生じていることについて、整

合を図るよう改められたい。

(3) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

(単位：千円)

名 称	金額	委託事業の所管課等
京都駅烏丸口タクシー乗り場情報提供システム 構築委託	330	都市計画局歩くまち京都推進 室

イ 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項はありませんでした。

11 一般財団法人京都市防災協会

(1) 団体の概要（平成 31 年 3 月 31 日現在）

代 表 者	理事長 川中長治	設立年月日	平成 6 年 10 月 1 日
事務所所在地	京都市南区西九条菅田町 7 番地 京都市市民防災センター内		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	防災思想及び防災知識の普及並びに防災に関する技能向上のための教育指導その他地域防災体制の確立に資する事業を推進し、もって地域社会の安全と福祉の増進に寄与することを目的とする。		

ア 出資の状況

一般財団法人京都市防災協会(以下「防災協会」という。)の基本財産は 1,000 万円であり、全額を本市が出えんしている。

本市の所管は、消防局総務部総務課である。

イ 事業の内容

- (ア) 防災思想の普及及び高揚に資する事業
- (イ) 事業所等に対する防災の教育指導に資する事業
- (ウ) 各種防災関係講習
- (エ) 防災に関する調査及び研究
- (オ) 防災設備等の普及指導
- (カ) 京都市市民防災センター(以下「防災センター」という。)の管理運営
- (キ) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

ウ 収支及び財産の状況

(ア) 貸借対照表

貸借対照表

平成31年3月31日現在

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	36	20	16
小口現金	200	200	—
普通預金	48,821	51,182	△2,360
郵便振替	1	—	1
未収金	1,028	23	1,005
前払金	220	172	47
立替金	196	6	190
棚卸資産	844	1,006	△162
流動資産合計	51,350	52,611	△1,260
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	10,000	10,000	—
基本財産合計	10,000	10,000	—
(2) 特定資産			
経営安定化基金積立資産	9,600	9,400	200
特定事業積立資産	1,200	900	300
特定資産合計	10,800	10,300	500
(3) その他固定資産			
その他固定資産合計	—	—	—
固定資産合計	20,800	20,300	500
資産合計	72,150	72,911	△760
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	16,764	20,829	△4,065
未払消費税等	1,587	1,517	69
預り金	1,753	186	1,566
未払法人税等	70	70	—
流動負債合計	20,175	22,604	△2,428
2. 固定負債			
固定負債合計	—	—	—
負債合計	20,175	22,604	△2,428
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄付金	10,000	10,000	—
指定正味財産合計	10,000	10,000	—
(うち基本財産への充当額)	(10,000)	(10,000)	(—)
(うち特定資産への充当額)	—	—	—
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	41,975	40,307	1,668
(うち特定資産への充当額)	—	—	—
(うち特定資産への充当額)	(10,800)	(10,300)	(500)
正味財産合計	51,975	50,307	1,668
負債及び正味財産合計	72,150	72,911	△760

(イ) 正味財産増減計算書

正味財産増減計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	1	1	—
特定資産運用益	1	0	0
受取会費	1,300	1,300	—
事業収益	192,129	186,175	5,953
雑収益	369	313	55
経常収益計	193,801	187,791	6,009
(2) 経常費用			
事業費	156,177	151,175	5,001
管理費	35,886	35,018	868
経常費用計	192,063	186,194	5,869
評価損益等調整前当期経常増減額	1,738	1,597	140
当期経常増減額	1,738	1,597	140
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	—	—	—
(2) 経常外費用			
支払寄付金	—	9,667	△ 9,667
経常外費用計	—	9,667	△ 9,667
当期経常外増減額	—	△ 9,667	9,667
税引前当期一般正味財産増減額	1,738	△ 8,070	9,808
法人税, 住民税及び事業税	70	70	—
当期一般正味財産増減額	1,668	△ 8,140	9,808
一般正味財産期首残高	40,307	48,447	△ 8,140
一般正味財産期末残高	41,975	40,307	1,668
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	—	—	—
指定正味財産期首残高	10,000	10,000	—
指定正味財産期末残高	10,000	10,000	—
III 正味財産期末残高	51,975	50,307	1,668

(2) 出資団体監査

ア 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項はありませんでした。

(3) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

防災協会は、平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 4 年間、防災センターの指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
京都市市民防災センター	京都市南区西九条菅田町 7 番地	施設の管理運営	消防局総務部総務課

イ 管理の状況

(ア) 事業の内容

- a 防災に関する資料及び装置の展示
- b 防災に関する訓練及び指導
- c 防災に関する情報の提供
- d 災害対策用の資材、器材及び物資の備蓄
- e 防災センターの施設、附属設備その他の物品の維持管理に関する業務
- f 防災センターの利用に関する業務
- g 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(イ) 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
来館者数	104,892	101,331	93,724	99,103	112,159

平成 30 年度の来館者数は、大阪府北部地震など自然災害が相次いだことによる防災対策関心度の向上や、地震体験室のリニューアル等の影響により、前年度と比べ 13,056 人(13.2%) 増加し、開館以来最高を記録した。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく平成30年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	142,924	人件費	41,643
		事業費	46,349
		小額修繕費	38,466
		その他	17,014
合 計	142,924	合 計	143,473

収支差額 △549 千円

ウ 監査の結果

市長に措置を求める指摘事項はありませんでした。

12 一般社団法人京都手をつなぐ育成会

(1) 団体の概要（平成31年3月31日現在）

代 表 者	会長 藤木 恵	設立年月日	昭和29年3月11日
事務所所在地	京都市上京区堀川丸太町下ル 京都社会福祉会館1階		
目 的 (団体の定款に 基づく。)	知的障害者の育成に協力しその福祉を図ることを目的とする。		

(2) 公の施設の指定管理者監査

ア 管理している公の施設

一般社団法人京都手をつなぐ育成会（以下「手をつなぐ育成会」という。）は、平成27年4月1日から令和3年3月31日までの6年間、京都市知的障害者学習ホームひかり学園（以下「ひかり学園」という。）の指定管理者となっている。

名 称	所 在 地	主な事業	所管課
京都市知的障害者学習ホームひかり学園	京都市左京区吉田近衛町26番地の72	施設の管理運営	教育委員会事務局 指導部総合育成支援課

イ 管理の状況

(ア) 事業の内容

a ひかり学園の運営業務

- (a) 利用申請の受付及び利用の許可に係る業務
- (b) 利用案内及び利用者の便宜の提供に係る業務
- (c) 知的障害者の学習に関する相談
- (d) 広報業務

b ひかり学園の維持管理に関する業務

c その他の業務

- (a) 事業計画及び報告、連絡調整等に関する業務
- (b) その他ひかり学園の管理運営に関し、必要と認める事項

(イ) 利用の状況

(単位：人)

区 分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	3,377	3,462	3,468	4,589	5,117

平成 30 年度の利用者数は、前年度と比べ 528 人（11.5%）の増加となった。

(ウ) 収支の状況

実績報告に基づく平成 30 年度の収支の状況は、次の表のとおりである。

(単位：千円)

収 入		支 出	
指定管理料	5,320	人件費	3,621
法人負担金	3	法定福利費	571
		電力費	441
		水道費	105
		警備保障費	44
		通信費	105
		消耗・雑費	432
合 計	5,323	合 計	5,323

ウ 監査の結果

市長及び教育委員会に措置を求める指摘事項はありませんでした。

(3) 随時監査（委託料）

ア 監査の対象とした委託料

(単位：千円)

名 称	金額	委託事業の所管課
障害のある市民の成人講座	3,898	教育委員会事務局指導部総合育成支援課

イ 監査の結果

市長及び教育委員会に措置を求める指摘事項はありませんでした。

(監査事務局)